

別表（第3条関係）

規則第86条に定める施設又は建築物の指定（届出対象施設）

施設又は建築物	該当する用途施設又は建築物
1 劇場、映画館、演芸場、公会堂、その他これらに類する施設	公民館、集会場、体育館、結婚式場、文化会館、市民会館および福祉センター
2 キャバレー、ナイトクラブ、遊技場、その他これらに類する施設	バー、パチンコ店、ビリヤード店、ゲームセンター、ダンスホール、ボーリング場、スポーツセンター及びスイミングクラブ
3 貸席及び料理飲食店	料亭、レストラン、ドライブイン、喫茶店、スナック、パブ、店内で飲食できる食物販売店、一般消費者に直接販売する給食センター及び仕出し店
4 百貨店及びマーケット	スーパーマーケット及びコンビニエンスストア
5 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅	簡易宿泊所、モーテル、山小屋、保養所、民宿、合宿所下宿屋、国民宿舎、マンション、ペンション、貸別荘、学生寮、刑務所、研修所、給食、宿泊、寄宿舎等の日常生活上に必要な老人福祉施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生施設及び知的障害者救護施設
6 病院、診療所及び助産所	医院、保養所、クリニック、精神病院、歯科院、医療目的の老人福祉施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生施設、知的障害及び救護施設（日常生活の目的の場合は5に該当）
7 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校	専修学校、理容美容学校、料理学校、タイピスト学院及び和裁洋裁学校
8 図書館、博物館及び美術館	郷土館及び記念館
9 公衆浴場	特殊浴場、サウナ浴場、銭湯及び鉱泉浴場
10 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	各種交通機関待合所
11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設	神宮、礼拝堂、説教所、社務所及び庫裏
12 床面積の合計が1,000㎡以上である事務所（1～11に掲げるものに該当するものを除く。）	官公庁舎及び事務所（会議室及び休憩所等の合算）の部に小売店等を営むとき、その面積を除いた残りの事務所自体が1,000㎡に満たない場合は該当しない。